

2012年9月21日

全議員のみなさんへ

議会制民主主義の原則を守る、知性ある対応の申し入れ
「議場への国旗『日の丸』掲揚の問題を議題としないこと」

議場に国旗「日の丸」を掲揚せよとの動きがでていますが、「日の丸」については、市民それぞれの思いがあります。

「日の丸」は、第二次世界大戦において、日本が中国をはじめアジア諸国を侵略したとき、旗印として使われてきたという歴史的事実があります。

そうした事実から、「日の丸」掲揚に反対する国民が多数存在しています。しかし、その歴史的事実をわきに置き、戦争は正しかった、聖戦とする考えの方もいらっしゃいます。歴史観、国家観の違いがあります。

制定に対しては大きな反対運動も起き、国民世論が賛成・反対に文字通り二分される状況となりました。そうした背景もあって、法制化に際しては、「国旗『日の丸』について「掲揚の義務付けを行なうことは考えていない」と、当時の小淵総理大臣も国会で答弁しています。

日本国憲法は、思想、信条、信教の自由を保障し、内心の自由はこれを侵してはならないとしています。

本会議場は、多様な価値観を持つ市民を代表する議員が、自由な論議を尽くす“言論の府”です。また、本会議場は、議員だけでなく、思想・信条・宗派の多様な市民が傍聴者として参加する“民主主義の府”でもあります。

しかも、高知市には、侵略戦争で多くの犠牲者を出したアジアの人々をはじめ、多くの外国人、また様々なルーツを持つ方々が住んでいます。

そこに、今でも様々に意見が分かれる「日の丸」を掲揚することは、市民に「日の丸」の受容を強要することになりかねず、自由な言論の府に相応しくないものといわなければなりません。

国旗「日の丸」を議場に掲揚することについては、各党派代表者会でも一致を見ないものであり、その理由は前述のとおり、歴史認識と国のあり方に対する考え方の相違です。

歴史観、国家観は思い込みのひとつであり、思想、信条、信仰と同様に各個々人の内心において解明するもので、「議論による、論理的な解明は不可能」なものであります。

「論理的解明のできない問題」を議題としないのが、議会制民主主義の原則です。

民主主義の基本原則は、人権の尊重であり、議員には、人の多様性を知り、違いを認める、知性が求められています。

「論理的解明のできないものは議題としない」民主主義の原則を^{わかま}弁え、守ってきた高知市議会の諸先輩の英知と伝統を引き継ぎ、本市議会「議場への国旗『日の丸』掲揚の問題を議題としない」という、勇気と知性ある対応をしようではありませんか。

日本共産党高知市議団